明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件の一部を改正する件（外務六九）　一

告　示

○外務省告示第六十九号

国際連合安全保障理事会決議第千九百二十九号（平成二十二年外務省告示第三百五十六号）に関し、国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十四号）の一部を次のとおり改正し、平成二十四年三月十四日から適用する。

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

別表に次のように加える。

19. バンク・テジャーラト
Bank Tejarat
所在地：Taleghani Br. 130, Taleghani Avenue, Tehran, Iran